破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９３号
函館市花園町５番21号
債務者　大島　拓也
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１８号
さいたま市緑区東浦和３丁目２番地１　エスポワール403
債務者　大島　雅光
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２―２―403
債務者　藤本　　豪
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
さいたま市北区別所町88番地５　杉田コーポラス102、旧住所埼玉県川口市大字小谷場251番地の２　サンクレイドル南浦和コンフラット606号
債務者　島田　英男
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目９番21号　キャロット上福岡101
債務者　島村　　元
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２３号
愛知県知多市岡田字野崎９番地　レインボー知多長浦105
債務者　杉山　金夫
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８１号
名古屋市南区呼続３丁目13番12号
債務者　髙田　一豊
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８２号
名古屋市南区呼続３丁目13番12号
債務者　髙田ノブ子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
広島県安芸高田市高宮町佐々部1693番地４
債務者　馬場由美子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１０２号
埼玉県草加市松江２丁目14番53号
債務者　岸本　辰夫
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
埼玉県草加市手代町793番地１　ラ・メゾン・ブランシュ505号
債務者　大平美佐子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
三重県松阪市東町31番地　改良住宅133号
債務者　前川　正貢
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５号
岩手県九戸郡九戸村大字山屋第３地割123番地１
債務者　勝又　与助
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２６９号
香川県高松市福岡町３丁目３番25号　つるぎマンション205号室
債務者　中橋　　茜（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市宇宿９丁目36番21号
債務者　村口　隆一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０号
福岡県宮若市磯光1258番地４　市営新成団地116号、前住所福岡県宮若市鶴田1811番地57
債務者　入江　昭彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第８８号
福岡県中間市岩瀬１丁目28番19号
債務者　冨田　直美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部